

熊毛地域の水道基盤整備について

1 水道整備の必要性

水は、私たちの生活や経済活動になくてはならないものであり、地域の発展をも左右する重要な基盤です。

熊毛地域においては、水道基盤が整備されているのは、民間開発による団地のみであり、水道普及率が低いことから新市建設計画のリーディングプロジェクトに掲げられました。

2 熊毛地域の水道基盤整備にあたって必要なこと

熊毛地域の水道基盤を整備するには、「水源の確保」と「未普及地域の解消」及び「老朽管を更新」する三つの事業が必要です。

1) 水源確保

熊毛地域の水道基盤整備のため、昭和57年に光地域広域水道企業団を設立（当時の光市、熊毛町、大和町、周東町、玖珂町）して、県と共同で中山川ダムを建設しましたが、設立当時に比べて、社会経済情勢の変化により、水道用水の供給がされていないのが現状です。

こうした中、熊毛地域においては、光市や下松市から「分水」を受けてはとの論議もされましたが、「分水」は、緊急避難的に認められるもので、継続的に分水を受けるには、供給側（光市や下松市）が、「水道用水供給事業」の認可を受ける必要があること、また、例え、光市や下松市と合併しても、企業団設立時に「広域的水道整備計画」を定めて、ダム建設の補助金を受けているため、どうしても中山川ダムとの関係が発生し、「補助金返還」や「企業債の一括償還」などの課題を整理する必要があります。

このため、周南市は、平成17年2月に、水利権を構成団体に分割することを提案しました。

そこで、各構成団体（現在の光市、周南市、岩国市）が、水利権分割後の整備方針や水需要予測の資料を厚生労働省に提出し、受理されたため、企業団が、平成20年4月末に河川法に基づく水利権分割の協議を開始しました。

2) 未普及地域の解消

熊毛地域における水道は、民間開発による住宅団地と市営住宅の一部であり、水道の給水区域を拡げる必要があります。

3) 老朽管の更新

民間開発による住宅団地も開発後、約40年近くが経過しており、水道管の更新をする時期にきています。

水道管の更新にあたっては、給水区域を拡げた際にも支障がないようにする必要があり、このことを踏まえた上で、**平成18年度に全体の水道管網の計画を作成しました。**

（平成13年度に熊毛町が作成した計画の再検討）

この全体計画に基づき、**平成20年度から水道管の更新事業に着手します。**

3 今後の進め方

1) 全体の認可

企業団の方向性が、明確になり、厚生労働省との協議もある一定整って

きましたので、河川法に基づく水利権分割の協議を進めながら、できるだけ早く、熊毛地域に水道を整備するための「認可」に着手する予定です。

2) できるだけ国の補助金を活用

熊毛地域の水道基盤整備には、多額の投資が必要であり、経営の効率化のため、複数ある簡易水道を統合しつつ未普及地域の解消を図る「統合簡易水道整備事業」を活用し、水道料金への影響を低く抑える必要があります。

3) どの地域まで広げるかが課題

水道は、重要な生活基盤ではありますが、下水道と違い、利用についての強制力がないため、給水区域について、地域の要望を見極めつつ整備をしていく必要があります。